

早稲田大学審査学位論文

博士（スポーツ科学）

概要書

全国高等学校総合体育大会の成立過程に関する研究  
－1948年から1965年までを対象時期として－

A study on the establishment of Inter-High School  
Championships:  
Focus on the period from 1948 to 1965

2019年7月

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科

金 暉

JIN, HUI

研究指導教員： 友添 秀則 教授

# 全国高等学校総合体育大会に成立過程に関する研究 —1948年から1965年までを対象時期として—

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科 金暉  
研究指導教員 友添秀則 教授

## 【問題の所在と目的】

現在、中学校・高校の運動部活動は数多くの問題を抱えており、これまでと同様の運営体制では維持が困難となっている。こうした状況に対し文部科学省は、2018（平成30）年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」と略す）を策定した。ガイドラインでは、競技会の見直しが1つのキーワードとなっており、競技会の在り方を考えることは運動部活動の問題改善にあたって看過することのできない重要課題であると考えられる。

その中でも、全国高等学校総合体育大会（以下「高校総体」と略す）は、高校運動部活動の競技網の頂点に位置する競技会であるとともに、開催規模の大きさからも重要な位置を占める。さらに、全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」と略す）は、高校の運動部活動を統轄管理し、各種の競技会を主催する組織として位置づけられる。したがって、全国高体連と高校総体は、高校の運動部活動と競技会の在り方を考えるにあたって、重要な研究対象といえる。

しかし、これまでの運動部活動に関する研究は、全国高体連のような運動部活動を統括管理する組織、あるいは高校総体のような運動部が参加する競技会の実態にまなざしを向けてこなかった。戦後の日本における運動部活動の実態をより詳細に把握するためには、運動部活動そのものの検討のみならず、全国

高体連や高校総体を対象とし、まずはその成立に焦点を当てて細やかに検討していくことには大きな研究の意義が認められると考える。

以上の問題意識に基づき、本研究では、全国高等学校体育連盟の設立と活動変遷を明らかにし、さらに全国高等学校総合体育大会の成立過程を明らかにすることを目的とする。

## 【各章の概要】

### 《第1章》

全国高体連は1948（昭和23）年の文部省の「学徒の対外試合について」（以下「対外競技基準」と略す）の通達をもとに、高校の競技会を教育的に企画運営するために、学校関係者によって組織された。各競技専門部の設置によって組織化を達成し、日本体育協会（以下「日体協」と略す）側の競技会の過度の開催を抑えるための競技会抑制措置として社会的に位置づけられた。

その後、全国高体連は、組織の充実と財政的独立を図り、野球競技を傘下に収めようとしたが、全国高野連から野球の競技会の主催権はないと訴えられた。その後、1949（昭和24）年に全国高等学校野球選手権大会の東京都予選会の主催問題が勃発した。東京都高体連野球部は全国高体連を脱退し、新たに東京都高野連として独立した。これにより、全国高体連と全国高野連は対立を深めた。

他方で、対外競技基準と体育振興委員会の答申により、全国高体連は競技会主催資格が

認められ、日体協に協力を求めたものの、理解を得ることはできなかった。その後、学徒スポーツ審議委員会の結成により、全国高体連と日体協は協力することになり、さらに「学徒スポーツ（対外競技）について」の制定により全国高体連は競技会主催権を確立した。

## 《第2章》

1954（昭和29）年の対外競技基準の改訂により、高校生の競技会出場回数と大会規模の縮小が図られ、教師の主体性と指導方針の確立が叫ばれた。そして、全国高体連は「全国大会開催基準要項」を制定し、全国高体連の競技会開催に対する主体性を強調したものの主体性を確立することができなかった。

続いて、1957年の対外競技基準の改訂によって高等学校スポーツ中央審議会が発足し、教育関係以外の団体が高校の競技会に共催できるようになった。しかし、全国高体連は、これを「主体性の後退」と考え、教育関係以外の団体を競技会主催者に加えるための独自の基準を作り、競技会開催に対する主体性の喪失を防いだ。

他方で、東京オリンピック大会の開催を契機として「オリンピック体制」が確立する中、全国高体連は国庫補助金を申請し、財政の充実を図った。さらには、「国際競技参加基準」を制定し、教育的立場を堅持しつつも、東京オリンピック大会のための選手強化に協力し、競技志向へと変容しつつあったことが明らかになった。

## 《第3章》

日本放送協会から補助金を受けたことにより、全国高体連は高校総体の開催に踏み出した。実現までに諸種の問題を抱えながらも、1962（昭和37）年に全国高体連は高校総体の主体性の確立を目指して、日体協と文部省に

連絡・相談もなしに開催準備を進めた。

1963（昭和38）年に高校総体を開催しようとした全国高体連は、日体協と交渉の末、1963（昭和38）年の大会を「全国高等学校体育大会」として実施した。しかし、全国高体連はすでに開催準備を進めており、1963（昭和38）年の大会を総合大会の形式で開催し、大規模な総合開会式を行った。この独断的なやり方が一部の競技団体に批判された。

1964（昭和39）年に全国高体連は大会の名称の在り方と主催権を固持し、日体協との間で交渉が難航した。しかしながら、文部省を加えた3者間の協議により、大会は全国高体連と競技団体の主催で、「全国高等学校体育大会」の名で開催されることとなった。

1965（昭和40）年に日体協は高校総体の開催を認める方向へと転換し、全国高体連と協議した結果、1965（昭和40）年の大会は「全国高等学校総合体育大会」の名称で、全国高体連と競技団体の主催で開催することを了承した。高校総体の成立によって、全国高体連は競技会開催に対する主体性を確立したと考えられる。

## 《結章》

全国高体連の活動変遷と高校総体の成立過程は、全国高体連が高校の競技会開催に対する主体性確立の過程であり、同時に対外競技基準の緩和の過程、そして、日体協側の競技志向が強化されていく過程でもあった。これらの状況からは、高校の運動部活動をめぐる「教育の論理」と「競技の論理」の葛藤の一側面を見出すことができる。すなわち、全国高体連が代表する学校関係者と日体協や競技団体の間で、「競技会開催に対する主体性」をめぐる葛藤の歴史が存在していたことが明らかになった。